

平成26年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成26年4月11日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成26年4月11日 午前9時10分

開 議 平成27年3月3日 午前10時10分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	11番 大内田 憲治 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	12番 川原 拓郎 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	13番 大村 明雄 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	尾辻 正美 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	神川 和昭 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	川辺 和博 君
支所長	田中 明郎 君	建設課長	石走 和人 君
会計管理者	小田 清典 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
企画振興課長	竹野 洋一 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
財産運用課長	伊比礼 純一 君	財政第1係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (6番) 日高 孝壽 君 (7番) 水谷 俊一 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成27年3月3日 午後2時41分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成26年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、日高孝壽君及び水谷俊一君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの23日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの23日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配布及び所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
一般的事項につきましては、お手元に印刷配布いたしておりますので、口頭報告を省略します。

- ▼ 日程第 4 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 3 号）について
- ▼ 日程第 5 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 6 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 7 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 6 号）について
- ▼ 日程第 8 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼ 日程第 9 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼ 日程第 1 0 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 1 1 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 4 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 3 号）についてから、日程第 1 1 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括提案となりました、議案第 5 3 号から議案第 6 0 号までの 8 件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 5 3 号は、平成 2 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 3 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 千 6 百 9 1 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 億 8 千 7 百 7 4 万 4 千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、財政調整基金積立金、地域振興基金積立金、施設入所措置費等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、一方、歳入予算では、歳出の増減に伴う特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、第 2 条では、次年度への繰り越しが必要な 3 事業について、繰越明許費の設定を、第 3 条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 5 4 号は、平成 2 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千7百50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2千45万5千円とするものであります。今回の補正の主なものは、歳出において、基金積立金の減額等を行い、一方、歳入予算では、前期高齢者交付金の前々年度交付金の調整による減額及び基金繰入金の増額等を行ったところでございます。

次に、議案第55号は、平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4百62万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億47万9千円とするものであります。今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

次に、議案第56号は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千9百87万9千円とするものであります。歳入歳出の主なものとしましては、派遣医師負担金の増額と不用額の減額及びそれに伴う診療使用料の減額及び前年度繰越金等の増額等であります。

次に、議案第57号は、平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千6百45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億百64万5千円とするものであります。歳入歳出の主なものとしましては、保険給付費等の予算調整及びそれに伴う国庫支出金、県支出金、支払基金交付金等の調整であります。

次に、議案第58号は、平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千3百35万2千円とするものであります。今回の補正は、介護予防事業派遣負担金等の増額及び介護予防マネジメント委託費等の減額等であります。

次に、議案第59号は、平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百万6千円とするものであります。今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

次に、議案第60号は、平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ56万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千35万2千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第53号 一般会計補正予算(第13号)についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第53号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第13号)、平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千6百91万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8千7百74万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお願い致します。

第2表 繰越明許費、今回3事業について繰越の設定をお願いするものでございます。

まず、定住促進住宅取得資金補助金1百40万円、町道川内線道路改良補修事業1千9百80万円、浜尻港維持補修事業1千1百51万4千円でございます。

続きまして下段の第3表 地方債補正であります。5件の限度額変更をお願いするものです。

合併特例事業の補正前限度額2億9千4百90万円を2億8千1百90万円に、過疎地域自立促進特別事業の限度額9千8百80万円を9千8百50万円に、漁港建設事業の限度額1千4百90万円を3百80万円に、道路橋梁整備事業の限度額1億5千8百10万円を1億5千3百50万円に、住宅建設事業の限度額7千3百50万円を6千9百60万円に、それぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。今回の変更は、それぞれ事業費の補正に伴う減額の調整であります。

続いて9ページからでございます。歳入歳出についてでございますが、今回の補正につきましては、事業費確定及び決算見込み等によります歳入歳出の調整がほとんどでございます。なお、主なものについてご説明いたします。

まず13ページをお願い致します。歳入でございますが、16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金に2千7百52万6千円、これは基金の国債運用による収入増加見込み分を計上したものでございます。

続いて14ページですが、20款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入でございます。下から5番目でございます。後期高齢者広域連合負担金8百47万2千円、これは職員派遣の人員費分として広域連合が負担するものでございます。

続きまして16ページ以降の歳出についてでございますが、減額分につきましては割愛をさせていただきます。追加分の主なものについてご説明いたします。

18ページをお願い致します。2款 総務費 1項 総務管理費 10目 諸費、償還金利子及び割引料に1百35万円、平成25年度分の障害児自立支援給付費等の精算返納分でございます。同じく11目 財政調整基金費から16目 地域振興基金費までは、財産運用

収入等を財源とした積立金の調整を行いまして、今回補正予算全体の調整の中での剰余分は地域振興基金に積み立てをするものでございます。

続きまして19ページからずっと減額でございますが、36ページまでは、事業費等の確定及び決算の見込みによります歳出の増減の全体の調整でございます。

そして37ページをお願い致します。11款 公債費につきましては、地方債の利率見直し等により元金、利子それぞれ調整したものでございます。

以上、簡略した形でございますけれども、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（馬見塚大助君）

次に南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第54号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、平成26年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千7百50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2千百45万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

先ず、歳入でございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

3款 国庫支出金 1目 療養給付費等負担金4百85万5千円を減額いたします。一般被保険者の医療給付等に係る国庫負担分です。

3款 国庫支出金 2項 1目 財政調整交付金1千1百72万2千円を計上いたします。一般被保険者の医療給付等に係る国庫補助分です。

4款 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金6百88万4千円を計上いたします。退職被保険者の医療給付費等に係る報酬支払基金からの交付金です。

8ページです。

9款 繰入金 1目 一般会計繰入金5百10万円を計上いたします。一般管理費等の事務費への繰入金でございます。

9ページをお開きください。

11款 2目 退職被保険者等第三者納付金2百40万4千円を計上いたします。

10ページでございます。歳出をご説明いたします。

1款 総務費 2項 1目 賦課徴収費から、2款 保険給付費までは、財源の更正であります。

3款 後期高齢者支援金等 1目 後期高齢者支援金1百91万2千円を減額いたします。国保被保険者数の減によるものです。

11ページをお開きください

7款 共同事業拠出金 2目 保険財政共同安定化事業拠出金2百85万1千円を計上いたします。保険財政共同安定化事業交付金一件30万以上の事業費増によるものです。

12ページでございます。

9款 基金積立金 1目 基金積立金3千2百82万8千円を減額いたします。

11款 諸支出金 7目 償還金7百64万5千円を計上いたします。前年度以前の精算

返納であります。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

建設課長（石走和人君）

続きまして議案第55号につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き下さい。

議案第55号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、平成26年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4百62万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億47万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

2. 歳入でございますけれども、主なものとしましては、第1款 事業収入のうち、水道使用料につきましては、使用料2百40万円を減額し、滞納繰越分46万6千円を追加しております。第4款 繰入金につきましては、事務事業の決算見込みによる調整によりまして、一般会計繰入金5百94万7千円を減額しようとするものでございます。

7ページでございます。

3. 歳出でございますが、一般管理費等につきましては、事務事業の決算見込み等により減額するものでございます。

よろしくご審議方、よろしくお願いいたします。

支所長（田中明郎君）

議案第56号の説明をさせていただきます。1ページでございます。

議案第56号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第6号)、平成26年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8千9百87万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。主なものを説明いたします。歳入です。

第1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 診療使用料3百95万円減額計上するものであります。

第4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1百35万9千円を計上するものであります。

第5款 諸収入 2項 雑入 1目 雑入1百10万円を計上するものであります。

7ページの歳出でございます。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 辺塚診療所一般管理費22万4千円減額するものであります。

3目 佐多診療所一般管理費96万5千円減額するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（水流祥雅君）

次に議案第57号をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第4号)についてであります。平成26年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千6百45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億64万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

今回の補正は、1款 保険料を2百43万5千円追加計上しております。また、3款1項1目 介護給付費交付金を1千4百96万1千円、4款 国庫支出金の1項1目 介護給付費負担金を1千7百万4千円、同じく2項1目 調整交付金を2千9百83万5千円、7ページ、5款 県支出金の1項1目 介護給付費負担金を8百17万5千円追加計上いたしておりますが、保険給付費の実績等を勘案した概算払いとして計上いたしております。

また、8ページ、7款の基金繰入金では当初3千9百11万2千円を計上しておりましたが、一部不要と判断し今回2千20万9千円減額しております。これにより現在における基金保有額は7千46万9千9百28円となっております。

次に9ページをお開きください。

2款1項 介護サービス等諸費の増減を行い総額6千2百67万1千円計上しておりますが、直近6ヶ月間における推移により不足と判断し計上させていただきました。

また、10ページ、2項 介護予防サービス等諸費においても同様に推計し5百90万7千円減額いたしております。

また、4項 高額介護サービス等費、並びに11ページ、5項 特定入所者介護サービス等費、6項 高額医療合算介護サービス等費においても同様に直近の推移から判断し増減を致したところでございます。

また、なお11ページから12ページにかけた3款 地域支援事業費は不用額として減額いたしました。

引き続き、議案第58号をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算(第1号)、平成26年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千3百35万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

13節 委託料といたしまして包括支援センター介護予防マネジメント委託料として54万円減額いたしております。また、19節 負担金補助及び交付金といたしまして介護予防事業派遣負担金を包括支援センター派遣職員の給与改定にともなう39万3千円を計上いたしているものでございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

経済課長（尾辻正美君）

議案第59号、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、平成26年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は決算見込みに伴ないまして、下水道使用料61万6千円を増額させていただいております。

7ページをご覧いただきたいと思います。

需用費の方、修繕料等47万2千円を減額しております。6ページの方で、歳入歳出予算の調整を一般会計繰入金1百8万8千円減額したところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

町民保健課長(馬見塚大助君)

次に議案第60号をお願いいたします。南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第60号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、平成26年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千35万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。歳入でございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

1款 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料1百54万3千円を減額いたします。
2目 普通徴収保険料の現年度分を27万9千円を減額し、滞納繰越分を1百38万9千円を計上いたします。

3款 繰入金 1目 事務費等繰入金2百38万7千円を減額いたします。

5款 繰越金 1目 繰越金2百33万6千円を計上いたします。

7ページでございます。歳出でございますが、1款 総務費 1目 一般管理費29万5千円を減額いたします。保険証送料等の執行残であります。

3款 保健事業費 1目 健康保持増進事業費26万7千円を減額いたします。長寿検診事業の執行残であります。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

議案第53号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第13号)について、質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

21ページ、障害者福祉費の中の扶助費について質疑を行います。よろしいですか。いいですか。

自立支援給付費が当初2億2千2百万、これがまた8百万増額になっていると。前年度も1千3百万ぐらい増額になってきて、それに見合った予算が当初組まれて、また今回8百万程値上がりになってきていると、その辺の原因と思わしきものがあればお示し下さい。

それと、タクシー料金助成事業、これが93万円の減額、当初予算が120万ですね、これもまた前年度も大幅減額でちょっと問題になった事業なんですけど、今回もまた120万当初予算が93万減額という事で、その事業、何故ここまで予算が使えなかったのか、その辺がお分かりであればお示し下さい。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

ご質問のとおり、自立支援事業費につきましては、前回増額しておりますが、また今回約8百万程追加計上させていただいているところではございます。これにつきましては、現在従事者の地域ケア会議等で十分議論した上で、概ね8百万程度は不足するであろうという事で今回計上させていただいたところではございますが、詳細の部分につきましては、また、後程またお示ししたいと考えております。申し訳ございません。

そして、タクシー料金助成でございますが、現在2月末までが386回使用されております。24枚ずつ支給されておる訳でございますが、利用者数は減少傾向にはございます。その辺で今回減額させていただいたところでございます。以上です。

7番（水谷俊一君）

自立支援給付費に関しては、また予算委員会等々でもまた色々と議論させていただければというふうに思います。

このタクシー料金助成事業に関して、本当前年度も大幅に減額。また、今年は120万と減額された予算が組まれた中においても額面的には少ないんですが、率からいけば大幅減額されているということをお考えますと、このPDCA、その辺がきちとなされているのかと、事業としてやはり見直す必要はないのか。また、それか予算の組み方、また次年度の27年度予算も120万計上されているように思います。

その辺も含めて、そういう事業の見直し等がこの事業に関してなされているのかというのがちょっと甚だ疑問でなりませんけども、その辺に関して、町長何かご意見があればお伺いしたいと思っております。

町長（森田俊彦君）

予算等の整合性の部分かなと思うんですけども、利用率が年度ごとに下がってきている状況が見受けられるというのは否めない事実でありまして、今そこら辺の状況に合わせて考えがないかという事でお尋ねかと思っております。

昨日もちょっと交通会議をしまして、地域交通の会議の中でもこのタクシー利用の話も出ましたが、今回また議案で提出しております温泉バス、コミュニティバスとの変更と、ここら辺等の整合性が出てきますので、一応状況としては現状維持で何とかこのタクシー

事業はみていこうと、その中で利用率がどっち側に動くのかという、地域の住民の声を聞いてまた判断していければなという。P D C Aがちょっと追いつかない状況ではありますけれども、地域の方々の要望が第一かなというふうに思いますので、どうかよろしくご理解下さい。

7番（水谷俊一君）

本当、この事業を何としてもやっぱり必要性を感じてやっていくのであれば、やはり利用率を上げる努力も必要であろうと。ただこの予算を計上するだけでは意味がない。やはり利用率を上げていく努力も必要であろうし、やっていく中でもうこれが限界だと、他の方に代替えした方がいいというのであれば、予算の減額も必要であろうと思います。その辺も考えられた上で、また今後対応をよろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

同じ箇所では民生費の中の社会福祉費の中での老人措置費ですけれども、これもやはり自立支援給付費と同じような関係、おおよそ、そういったものを見積もってという形でされたのか。

それと、もう一つ、その下の児童福祉費の中の児童福祉総務費で保育対策等促進事業（延長保育）の部分での4百94万2千円、この部分の説明をお願いします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、施設入所措置費についてでございます。当初予算計上では23人見込んでおったところでございますが、これが現在31名に入所者が増えておるという事が理由でございます。

また下段の保育対策等促進事業については、延長保育分でございますが、現在つじみ保育園の方の、県の審査といいますか、合致しておりますので、現在県の方も並行して予算計上しておるものでございます。そこを県の確認を受けて、今回この額を4百94万2千円計上をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

8番（大久保孝司君）

県も増やしたからという形の中で理解していいんですね。じゃあ、私共の町でどうこうというその実情はないという事ですか。県が増やしたからこういった形を取ったという、一応補正を組んだという事で、事でしょ。

介護福祉課長（水流祥雅君）

いわゆる資格審査的なものを審議致しまして、県の方と確認し、県も認められるという事で県も予算、今回3月で計上しております。併せて、本町も今回計上をしたという事でございます。

8番（大久保孝司君）

じゃあ、確認ですけれども、保育園等から出て、県の方に出て、それで県が認めて、それでこうした形になったという事で理解していいんですか。申請をされた中で。

介護福祉課長（水流祥雅君）

そういう理解でよろしいかと思えます。以上です。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第53号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第53号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第54号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて、質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第54号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第54号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第55号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第56号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

7ページ、大泊・郡診療所一般管理費の中の負担金、医師派遣負担金について、お伺い致します。当初、1千3百50万組まれておりまして、これがまた127万増額という事で、この辺の増額になった理由をお伺い致します。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

支所長（田中明郎君）

この増額分についてですけれども、郡診療所の県からの派遣医師の給与の増額変更の負担分です

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第57号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第58号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第59号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第60号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 1 2 議案第 6 1 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件
- ▼ 日程第 1 3 議案第 6 2 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域変更について議決を求める件
- ▼ 日程第 1 4 議案第 6 3 号 南大隅町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 1 5 議案第 6 4 号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 1 6 議案第 6 5 号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 1 7 議案第 6 6 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 1 8 議案第 6 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- ▼ 日程第 1 9 議案第 6 8 号 南大隅町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件
- ▼ 日程第 2 0 議案第 6 9 号 南大隅町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 2 1 議案第 7 0 号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 2 2 議案第 7 1 号 南大隅町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- ▼ 日程第 2 3 議案第 7 2 号 南大隅町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- ▼ 日程第 2 4 議案第 7 3 号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第 2 5 議案第 7 4 号 平成 2 7 年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第 2 6 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 7 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 8 議案第 7 7 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 2 9 議案第 7 8 号 平成 2 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 3 0 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 3 1 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 3 2 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第 1 2 議案第 6 1 号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件から、日程第 3 2 議案第 8 1 号 平成 2 7 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上 2 1 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
休憩します。

10 : 59
～
11 : 10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

（ 町 長 施 政 方 針 ）

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました議案第61号から、議案第81号までの提案理由と併せまして、まず冒頭平成27年度の町政運営に関します私の基本的な考え方と施政方針を述べさせていただきます。

佐多岬再開発の本格的事業開始による「観光元年」から平成26年度は「チャレンジ創生」へ新しいキャッチフレーズでスタートいたしました。

観光開発につきましては、佐多岬や雄川の滝のみの整備に限らず、指宿地区や大隅広域連携での誘客取り組みなど、県全体として気運が高まり、観光かごしまのPRに更なる盛り上がりが見えてきたところであります。

本町におきましては、観光事業の全体像が明確になり、国や県、南大隅町での事業実施の棲み分けに則り、それぞれが早期完成を目指し、国や県の支援も大きく賜わりながら事業ルールに基づき順調に進捗いたしております。

また、地域活性化を目標といたしまして町内各事業者や関係団体等の特産品開発への取り組みも進み、途上ではありますが、まさにチャレンジ精神での皆様の取り組みに感謝しているところであり、引き続き事業の完成に向けて支援を進めて参ります。

時代の変遷（へんせん）とともに社会事象の変化に伴う行政需要の多様化や、超高齢化社会を控えた福祉施策への転換など、めまぐるしい一年の経過でありました。

これまでに政策展開して参りました3本柱に観光と地域支え合い、この政策課題については毎年要望改善を重ねながら、引き続き継続推進中であり、まだまだ完成には至りませんが、着実に浸透が図られていると感じております。

平成27年は、旧佐多町、旧根占町が合併して10年目を迎えます。この間、町民皆様のご理解の下、厳しい時代からの脱却を目指し、危機感を持ちつつ、行財政改革への重点取り組みを行い、職員数削減や財政基盤の抜本的立て直しなど、その成果はこの10年で如実（にょじつ）に表れてきており、佐多・根占、平成の大合併が成功したものであると、確信いたしております。

平成17年合併時、10,432人いた人口は、10年経過後の本年2月で、8,169人と、2,263人減少し、率で21%、約5分の1が減少したところであります。財政状況としては平成17年当時134億円あった地方債残高は、現在84億円まで減少、また基金残高は、当時の19億円から現在81億円となるなど、健全財政へ着実に転じて

きております。

このような時代趨勢(すうせい)を鑑み(かんがみ)、平成27年度から長期的視野に立ち五つの施策の大綱として政策を進めて参ります。まず、

- 一つ目は、活力ある産業と交流のまちづくり、
- 二つ目に、思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり、
- 三つ目に、誇りの持てる教育・文化のまちづくり、続いて
- 四つ目は、自然環境と共生する安全なまちづくり、
- 五つ目に、効率的な行財政と、町民との協働によるまちづくりを目指していきます。

具体的には、26年度末策定予定の長期振興計画の中で詳しく示されておりますが、その中で特に重点事項として、昨年末、国策として制定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基軸に、進めて参る考えであります。

国は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを課題として、大きく取り上げております。

この喫緊課題の解決策として、まち・ひと・しごと創生法を制定し、

- 国民一人一人が夢や希望を持ち、
- 潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、
- 地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること
- 地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることを目的としております。

私ども自治体にとりましては、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が義務付けられており、自治体自らが客観的な分析に基づいてその課題を把握し、自主性・主体性を発揮し地域ごとの、いわゆる「処方箋」を示すものであり、この地方版総合戦略は事業計画の策定と、事業実施後、効果の検証が必須であることから、町民皆様のご意見を十分にお聴きし、推進していくことが重要であると考えております。

施策の基本方向としては、

- ①地方における安定した雇用の創出や産業の支援をおこない、
- ②地方への新しい人の流れをつくり、
- ③特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえてあげて、
- ④時代に合った地域を創り、安心な暮らしを守るとともに地域連携を進めコンパクトタウンづくりを推進していくことが重要であります。

本年度における本町重点施策としては、この国策での重点取り組み施策と併せ「南大隅町版地方創生総合戦略」として、本年度大きく二つ、「産業の振興と福祉の拡充」を図って参ります。

年度末策定されます総合振興計画や高齢者福祉計画、農業振興ビジョン、観光振興基本計画等を基軸にし、本土最南端の温暖な気象条件を生かした「第一次産業の新たな創生」と「日本一子育てがしやすい南大隅町」を目指し、「子育て先進町」の魅力を全国に発信、移住人口を増やし、町内全産業に従事される方々の就業環境の改善整備や支援を図り、地方創生の目的であります「定住促進で人口減に歯止めをかける」ことを、大きく目標に掲げて参ります。

二つの具体的な重点施策について、その概要をまず述べさせていただきます。

まず一つ目の「産業振興」についてでございます。

本町基幹産業であります第一次産業の成長は、町内商工業への二次的な消費影響も大きいことから、今年度重点施策の一番目に掲げ、地方創生と併せ独自の支援を行い、将来に向かった展望が切り拓(ひら)かれるよう政策展開してまいります。

これまでに、営農基盤となる農道や農地、畑かん施設などハード面の整備は、ほぼ完了しておりますが、高齢化が進み整備済みの圃場にあっても耕作放棄地となるなど、無霜地帯や台地農業、畑かん整備済みの適地条件を生かし切れていない状況は否めません。

そのような中、第一次産業の振興は、本町において今後欠かせない施策であり、近年、若者の農山村移住にあたる田園回帰志向が高まっており、その移住先の候補に挙がっているのが、かつてお盆や正月に迎えたことがある祖父母が住む「田舎」であるそうです。「孫のUターン」と定住化、就業人口の拡大を図るため新規就農や継承営農、さらには本町に縁もゆかりも無くても、Uターン・Iターンなど、移住定住に意欲的な人材に、抜本的な支援を行って参ります。

国策と共に本町独自の就農支援への拡充や、営農施設整備・資機材導入等への支援、技術指導への人的支援、またこれまで高い営農技術をお持ちで、本町の一次産業を支えてこられた農業プロの高齢者の方々の技術を、確実に継承できる仕組みを構築し、地方でも収益性が高く、十分生計可能な一次産業の構築を目指し、「都会の若者が南大隅町で農業を始めたい」と、思えるような本町独自の特段の取り組みを行って参ります。

また養殖漁業についても魚価安定に向けた施設整備が進み、需要に基づく定量出荷により、経営安定を図り、また魚食普及拡大に向けた取り組みも推進してまいります。本町は三方を海に面し天然漁場と豊富な水産資源を有しておりますが、なかなか漁家の収益増につながっていない状況は否めません。

漁獲生鮮品としての高品質で安定した販路の構築と、水産物の付加価値販売が急務であり、本年度は経営転換のきっかけとなる先進事例地への研修等を主体的に行う年度と位置づけ、地域に見合ったこれからの水産業の方向性は何であるかを見出し、水産業の今後において漁業者の意向を踏まえ、本町にしかない海産物の特産品化、フィード加工や、食材としての鮮度保持が可能な急速冷凍システムの導入検討など、価値化販売による所得向上に向けた、やる気の出る抜本的取り組みを関係漁協と進めて参ります。

二つ目の「福祉の拡充」については、昨年度に引き続き健康増進と併せ、幼児からお年寄りまでの全世代が、住みやすい南大隅町としてソフト面の充実を図ります。人口減少対策として全国各地で定住促進策が展開されておりますが、今回の地方創生総合戦略においては、さらにそのことを重点策として取り組むよう明記されております。

本町は人口8,100人余り、極小規模な人口規模ではありますが、私は町の施策を町民お一人お一人につなぐには、事業計画や運営のし易い自治体規模であると認識しております。現在、定住や子育て支援策を推進しており、保育料の半額助成や給食費の減額、高校生までの医療費全額補助、定住促進住宅取得資金補助など、その成果は町民の方々に、着実に評価いただいていると考えております。

本年度は、新たに支援策の拡充として、地産地消と地元消費を複合目的とした給食費定額化や、要支援者の居宅改修を目的とした高齢者福祉支援事業、レスパイト支援研修事業、健康で生きがいのある老後生活を送っていただくための卒農奨励祝金事業、根占地区においてはフリー乗降コミュニティバスの運行、障害者の方々へのリフトバスによる新たな運行など、子育て世代からお年寄りの方々まで、すべての世代層に亘り、楽しみが持てる施策展開をおこない、まさに「子育て支援日本一」と「お年寄りが、生涯安心して暮らせる町」を自負し、日常の居住生活に生きがいを感じていただける町としての支援策を、多彩

に盛り込んで行く考えであります。

いずれにしましても、平成27年度、この一年は前段申し上げました施策を含め、地方総合戦略の策定の年でありますので、長期的視野に立ち、冒頭申し上げました考え方を、成就出来得(できう)るよう政策推進に努めて参ります。

引き続き今年度施策の全体につきまして、予算と併せ概要の一端をご説明いたします。

平成27年度予算につきましては、これまでの財政状況や、起債・基金のバランス等を長期的視野での精査をおこない、これまでにハード面の整備はほぼ完了しつつありますので、ソフト面の充実を図りつつ、積極予算として計上し、町民皆様から頂いておりますご意見等を勘案、反映したなか、今年度は特に「まち・ひと・しごと地方創生戦略」に鑑み、予算額が対前年比 7.24% 4億5千5百41万8千円増の、総額67億4千5百59万4千円を計上させて頂いております。

主な事業につきましては

防災行政無線整備事業に、3億1千3百万円

川内線牛牧橋新設事業に、2億2千万円

簡易水道事業に、4億5千6百万円

診療所移転改修事業に、1億2千7百万円

塩入横別府線・発電所線改良事業等に、1億8千万円

防衛施設周辺整備事業に、7千8百万円などとなっております。

予算の収支状況を見ますと歳入については、町税収入など自主財源確保に依然として厳しい状況である中、地方交付税に頼らざるを得ない状況は変わりません。全体に比(ひ)します自主財源率は、14.7%であり、国・県の補助金交付金等が14.1%、歳入全体の50.2%を地方交付税に依存している状況であります。

関係事業に係る財源については、これまで同様地方債などを充てることで、事業費の確保をいたしております。なお今予算で突出している財産収入の154%増は、国債運用益2千8百万円弱を計上いたしたものであります。

現在80億円余りの基金運用の方針を、流動性が少ない固定性の基金については、現在の定期預金から国債等への切り替えを年次的に進め、5年後の国債等の占める割合を5割程度と想定し、利息等の運用収益を年間6千万円程度と試算し、運用益の確保に努めてまいります。

いずれにしましても健全運用が第一前提であり、10年後のあくまでも想定ではあります。基金運用益を年間8千万円程度と見込んでおります。

つぎに歳出についてでございますが、主な歳出は今年度消防費が157%増、これは防災行政無線デジタル化、土木費では29%増、これは川内線、発電所線、塩入横別府線のパノラマパーク西原台へのアクセス部分の新設改良、衛生費においては19%増で、診療所移設及び簡易水道の整備、教育費は13%増で、これは教育施設の改修、給食費定額化への地産地消、地元消費支援分であります。

財源につきましてはいずれにしましても有利な地方債充当を行い、緊急防災・減災事業債や、過疎債、辺地債などの100%充当で一時的に借入額は増えますが、有利な起債であり、現地方債残高84億円につきましても、そのほとんどが有利子ではあります。交付税措置による確実な収入が見込める優良起債であります。

引き続き地方債借入と基金造成の長期的バランスを見極め、慎重な予算編成のもと財政運営に反映していく考えであります。

また、今年度から新たな「南大隅町版地方創生」施策の第一弾として、全町民が対象と

なるべく、独自施策を展開いたします。

なお、一部地方創生先行型に係る補正予算計上分もありますが、

① まず、全自治会を対象とした各自治会の活性化策としての自主的活動を、ソフト面で支援する自由度の高い「南大隅チャレンジ創生補助金」に1,500万円

② 商工業者向けに地元産特産品を、来客に提供される店舗に対し、試験的に原材料の一部助成を行う「地産来消PR支援事業」に360万円

③ 商工業者の後継者育成と、経営継承支援で定住促進を図るため「商工業者スタートアップ支援事業」に168万円

④ 農業者向けに、支援制度の対象外であった農道・圃場の整備要望を全農家対象に原材料や機械借上げ等で支援する「農作業労力軽減支援事業」に100万円

⑤ 定住促進補助事業に非適用の住宅改修に、町内業者活用を条件とした「住み続ける住宅改修助成事業」に600万円

⑥ 一次産業従事者の経営安定と、資機材導入や施設整備等を行う農家等を間接支援する「産業振興支援事業」に1,000万円

⑦ 高齢農家に対し健康な老後を過ごしてもらうため農業定年のきっかけとする「卒農奨励祝金給付事業」に50万円

⑧ 本町産物の箱・袋物等の統一パッケージ化を図り、お土産品用として製作支援を図る「特産品パッケージ製作事業」に250万円

⑨ 一次産業後継者支援のための、研修等を含めたリーダー養成支援を図るため「若者産業支援リーダー養成事業」に50万円

⑩ 地産地消と地元消費と併せ、給食費減額への補助を行う「子育て世代給食費定額化事業」に1,200万円

⑪ 各地区校区公民館で開催されます夏祭り等に対し、実費相当額を別枠補助する「地区公民館活性化事業」に260万円

⑫ 在宅介護をされている方々を一同に集め、介護制度の周知と介護研修を行う「レスパイト支援研修事業」に50万円

⑬ 本年度より、結婚50年の対象となられるご夫婦に対し老後生活の楽しみづくりを支援する「合同金婚式事業」に70万円

⑭ 合併10周年を記念し、盛んになりつつあるグラウンドゴルフ等への運営の一部補助として「いきがい支援事業」に100万円

⑮ 介護認定者の手すり設置など、改修制度に非適用の改修部分に対し、町内業者活用を条件に改修の別途支援を行う「高齢者福祉住宅支援事業」に500万円

⑯ すべての町民が、末永く生き生きと暮らせる包括的なまちづくりを図る「ヘルシーライフプロジェクト事業」に154万円

⑰ 20歳以上の町民を対象に健康増進を図るため、温泉利用補助券交付枚数を、各世代10枚ずつ増やす「町民健康増進事業」に75万円

以上、17の事業として、これまでの施策に拡充分と併せ、6千4百87万円を計上いたしております。

つづきまして各分野ごとの今年度施策を申し上げます。

まず、農林水産業対策として、本町の基幹産業であります第一次産業についてでございます。

全国的な人口減少と超高齢社会の進行が深刻化する中、本町では、全国に先がけ、既に「人口減少・超高齢社会」を迎えており、農林水産業全般において、担い手不足と超高齢

化により、将来的な経営見通しは非常に厳しい状況であります。

政府は「人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える」という方針のもと、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿った施策の展開により、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目標としています。

本町におきましても、「南大隅チャレンジ創生」のスローガンのもと、農業者の自立を促し、地域性を活かした将来性ある第一次産業の育成のため、各種施策を効率的に推進して参ります。

農業全般としましては、担い手の育成と農地の集積・集約化を図り、将来性のある経営環境づくりを進めるため、農地中間管理機構の事業活用と、人・農地プランの充実、農業振興ビジョンの策定を進めます。

また、従来の基幹作物の更なる推進に加え、限られた資源を活用し、生産性を高め、安心安全な農産物を生産するため、地域特性を活かした作目の選定と施設・設備の導入支援や、環境保全型農業の推進を図るとともに認定農業者や地域の担い手、認定新規就農者等を含め、法人化や人材育成の研修により、経営改善等の支援を進めて参ります。

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、制度の改革に適切に対応し、食糧自給率向上と農家所得の向上を図るため、制度の活用と助成対象となる認定農業者、集落営農、認定新規就農者等の育成・支援に努めます。

次に、深刻化する鳥獣害対策についてであります。鳥獣被害と耕作放棄地の増加という悪循環を解消するため、農家、関係機関が連携し諸施策の実施を進め、捕獲、防護、追い払い、環境整備による被害対策のため、引き続き、捕獲報償金の交付、ワイヤーメッシュの整備、電気柵設置助成、実施隊の充実、牛の放牧等を実施いたします。

また、耕作放棄地解消のため農地パトロールの強化と荒地を引き受ける農家への支援を行い、耕作放棄地の貸借による解消を進めて参ります。さらに猟友会の組織を強化し有害鳥獣の捕獲頭数増加を図るため、狩猟税、登録手数料の助成を行うとともに、鳥獣が出没しない集落環境を作るため、空き家などの放置果樹木(かじゅぼく)などの対策を進めます。

続いて畜産振興につきましては、現在子牛価格の高止まりが続く中、養豚、ブロイラーの経営状況も概ね良好であり、和牛肥育農家を除くと畜産業全般的には、良好な経営状況であります。引き続き、畜産振興会を中心に、優良種の保全と経営安定及び経営環境の改善で農家の生きがいをにつなげる施策の支援をして参ります。

一方、一昨年末から多発している豚流行性下痢に加えて、法定伝染病の「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」の感染拡大が非常に懸念されるところでございます。特に、鳥インフルエンザにつきましては、県内の野鳥から強毒性ウィルスが検出されていることから、関係機関一体となって防疫体制の強化を進めて参ります。

また、畜産経営と周辺的生活環境の両立は重要な課題であり、今後も、国、県及び町単独事業により、畜産環境の整備を進めて参ります。

次に、森林・林業施策につきましては、市場の木材価格が安定しない状況ではありますが、公共建築物の木造化や木質バイオマスの利用による新たな木材需要も創出されております。また、枝物などの特用林産物の育成は、有効な土地利用と高齢者対策のためにも今後推進を検討して参ります。

本町の町有林、民有林も本格的な伐採期を迎えていることから、今後は、引き続き、施業集約化や路網整備の実施により、間接経費を抑え高価格販売に向けた森林整備・保全等を着実に進めるとともに、間伐の推進と適正な再生林の実施など、森林資源の循環利用を検討して参ります。

また、森林の持つ多面的機能の維持・向上と周知を図るため、「かごしまエコファンドプロジェクト」、「みどりの少年団活動」を推進します。

次に、水産業の振興につきましては、養殖漁業の経営安定化と沿岸漁業の所得安定のため、魚礁設置や藻場(もぼ)の保全活動の支援、稚魚放流の実施により、漁場の基盤整備と環境整備を進め、漁業資源の育成・保全を進めて参ります。

また、漁港の機能保全計画を策定し施設機能の適正かつ効率的な管理に努めます。加えて、海産物の消費拡大と高付加価値化を図るため、今年度は先進事例等を研修し、豊富な海産資源を生かした水産物加工品開発の取り組みを進めます。

また、魚食普及や魚の消費拡大、地魚(じぎかな)のPRを目的に「お魚祭り」を開催いたします。

第一次産業の振興は、生産性を重視する経済政策と環境に配慮する地域政策を振興施策の両軸として、他産業との連携により、地域特性を活かした将来性のある成長産業化への取り組みが求められています。生産所得の増大を基本にしながら、産物の高付加価値化のため、農商工連携、6次産業化には、引き続き支援の取り組みを進めて参ります。

地産地消、地産来消の取り組みとして、引き続き、ふれあい地産地消フェアを開催するとともに、従来「肉と魚の感謝祭」につきましては、肉と魚を別々に2つのイベントとして、魚の消費拡大イベントは、佐多地区で開催する計画であります。

住民が希望を持てる産業の振興と、自然環境豊かな南大隅町で来訪者が琴線(きんせん)にふれる美しい農山漁村の風景を守るため、従事者、関係機関及び諸協議会などが一体となり、幸せを感じられる成果を目指した施策の展開に努めて参ります。

続きまして、観光・地域交通・商工業・地域振興対策についてでございます。

本町の観光振興は、南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、佐多岬を中心とした取り組みを積極的に進めて参ります。

現在、国立公園を管理する環境省や県と緊密に連携を図りながら、佐多岬の整備を行っており、環境省が行う、佐多岬の展望施設や遊歩道整備、県が行う佐多岬公園入口駐車場整備、町によります、北緯31度線をアレンジしたモニュメント設置等の設計が概ね終了しております。

本格着工のため、環境省との公園事業の執行協議、国有林の取得及び保安林解除やソテツ自生地現状変更許可など、早急に必要な手続きを進め、佐多岬は、本町はもとより、大隅地域の観光振興上きわめて重要な観光資源であり、今後も国や県、関係機関と連絡調整を図り、早期着工、早期完成に向けて取り組みを進めているところでございます。

また、雄川の滝への観光客も年々増加しており、平成26年度から継続して、アクセス道路であります町道川内線の拡幅整備や終点牛牧橋の新設整備、狭小であります町道発電所線の一部改良工事を早急に着手し、併せて県による「雄川の滝遊歩道整備事業」も、平成26年度に設計業務が完了致しましたので、早期着工できるよう関係機関と調整し、秘境であります雄川の滝の魅力を、全国にPRできるよう取組んで参ります。

一方、観光振興のソフト事業の取り組みとして、前年度から継続して協議検討して参りました観光協会設立準備委員会の提言などをもとに、平成27年度から南大隅町観光協会を設立スタートし、各種の事業啓発活動を行っていきます。

その中で、特にホームページとなります南大隅町観光ポータルサイトの新設及びその運営、おもてなしPR車による佐多岬や、雄川の滝、パノラマパーク西原台など観光地における特産品販売や、県内外へのPR活動などを積極的に行い、併せて、2名の地域おこし協力隊による地域資源の発掘、都市部との交流活動など、本町への観光ルートの定着化を

進め、観光振興の推進が地域振興への一助となるよう新たな視点で取組みを深めて参ります。

また、ツーリズム推進協議会による都市部との体験交流事業として、教育旅行の受入れの拡充を行い、受入れ農家の育成拡充やドラゴンボート体験など、その体験メニューの充実を図り、取組みを深めて参ります。併せて、着地型観光の推進を図るため、シーカヤックの導入や指導者の育成を図り、更に大隅地区周遊観光ツアー実証事業や、指宿地域、大隅地域の広域的な観光誘客活動など、ソフト事業の取組が進められるよう関係機関との連携を進めて参ります。

更に、本町とゆかりのある町外の店舗や事業者に引き続きご協力を頂き、サポーターショップとして登録して頂き、パンフレットやPR素材の展示などを行い、町外や県外における本町の観光振興及び物産PR活動や、前年度から継続した四極 根室市、稚内市、佐世保市との交流事業による「四極踏破証明書作成事業」の取組を進めて参ります。

公共交通対策につきましては、過疎高齢化が進む中、交通空白地帯の解消は大きな課題であります。根占地区におきましては、事前予約による「乗合タクシー」の運行と、昨年度までの城内・滑川地区における温泉送迎バス運行を、より利便性の高い無料のフリー乗降ができるコミュニティバスとして運行開始いたします。

また佐多地区におきましても、スクールバスの空き時間を活用したバスでの、診療所等を利用されるお年寄りを対象に「フリー乗降コミュニティバス」の拡充運行と、既存バス事業者との競合区間は温泉送迎バスと絡めながら拡充運行し、交通空白地帯の解消を図ります。

併せて海の国道としての役割を担っている「山川根占航路」についても、山川根占航路運航推進協議会と連携し、利用促進と多角的な観光ルートとしての模索を図って参ります。

定住促進策につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最優先事項として取組み、人口減少に歯止めをかけ地域の活性化を図る目的で、町内外からの定住希望者に対する支援策としての「定住者住宅取得資金補助金制度」が最終年度となります。

この制度については、大きな成果が見えてきており、今後、見直し拡充や、空き家バンクによる家屋情報を提供しながら、空き家の有効活用を図り、町外からの更なる定住促進が図られるようPR活動も含め取組みを進めて参ります。

ふるさと納税につきましては、制度発足以来全国各地より「南大隅町を応援したい」という方々から、貴重な浄財を寄附というかたちで、ご協力をいただいております。本年度も全国で頑張っておられる本町出身の方々や、各地の県人会や同窓会等で制度の趣旨を説明し、多くの方々にご理解ご協力を頂きます様PR活動に努めて参ります。

企画提案型まちづくり助成事業につきましては、地域において、まちづくり活動組織や、各種事業を実施する団体などが企画する各種事業提案について支援を図り、組織の自主的活動や地域コミュニティ育成を図って参ります。

併せて、地域活性化の一環として、各種講演会や研修事業などを行い、町民の方々はもとより、商工会青年部・はえんかぜ・町青年団など各種団体組織の育成を図って参ります。

また、婚活事業としては、少子対策や担い手育成対策を併せ、各種団体や商工会等と連携した取組を深め、広域的には、昨年度、肝属4町婚活連絡協議会を設立、更に、平成27年度は、大崎町を含めた大隅5町婚活連絡協議会を設立し、合同婚活イベントによる取組みを推進して参ります。

農商工連携の推進につきましては、商工業者と基幹産業である農林水産業との連携を図るとともに、「鹿児島・おおすみ半島販路開拓研究会」をとおして、大隅地域の市町並びに

関係機関及び団体と連携しながら販路開拓・拡大に向けた取組みを引き続き推進して参ります。

また、商工業の推進につきましては、夏祭りやドラゴンボートフェスティバル開催等の商工会が行う組織活性化事業や、経営改善普及事業、ネッピー商品券発行補助事業などに対して支援を行い、商工業者の経営の安定・事業の活性化を図るとともに、観光振興と連動した地域商工業を発展させる支援事業を、商工会と連携しながら検討して参ります。

なお、地域消費喚起・生活支援型として今回補正予算に盛り込まれましたプレミアム付き商品券事業等については、直接効果を有する生活支援策の効果が早期に発現するよう町民ニーズに沿った運用を早急に取り組んで行きます。

また、町内事業者の方々へは、「商工業振興資金利子補給事業」等の経営安定支援や、新規創業・事業継承支援、特産品や加工品等の販路拡大支援、商店街活性化へ向けた特産品PRや、支援が手薄でありました商工会の自主的・主体的な取組みを支援していく考えであります。

街路灯につきましては、商店街通り会との協議を踏まえ、前年度、根占地区において安全点検補修作業を完了しました。

今年度は、引き続き佐多地区街路灯の点検業務、補修事業を行い、商店街としての景観の確保と、通行車輛及び通行される方々の安全確保を図って参ります。

平成27年度は、本町の第2期10カ年の総合振興計画の策定と、前期5カ年基本計画のスタートの年であり、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の年」でもございます。

「活力ある産業と交流のまちづくり・思いやりのある健康、医療、福祉のまちづくり・誇りのもてる教育、文化のまちづくり・自然環境と共存する安全なまちづくり・効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり」の五つの基本方針に基づき、具体的な施策展開を図って参る所存でございます。

続いて、公共土木・生活環境対策関連ですが、町民の産業経済の推進、安心安全なまちづくり、居住環境の整備向上を図るため、県事業等と併せ、効率的・計画的な社会基盤の整備を進めて参りたいと考えております。

町道新設整備につきましては、古殿花ノ木線、馬籠松山線、古里竹之浦線、白木原別府線、梶南川内線、久保樋之口線の改良舗装整備、また、観光に関する交通アクセス整備として、発電所線、鶴丸線、塩入横別府線、川内線の牛牧橋橋梁新設工事など、10路線の改良舗装整備を実施して参ります。

維持補修としましては、佐多岬公園線、佐多岬ロードパーク線、中央線、貫見西本線、辺塚新迫線、諏訪中線など、30路線の整備を進めていく考えであります。

また、橋梁補修については、町内全橋梁を長寿命化計画により、年次的に進める計画であり、景観対策につきましては、26年度に引き続き観光ルート景観整備の一環としまして、沿線の花いっぱい整備事業として、道路等景観創生事業、歴史まちなみ景観整備などを進める計画であります。

道路の支障木伐採事業は、各自治会のご協力を賜わりながら引き続き、人家連担区域を優先して実施することとしております。

その他、町道の簡易な除草、側溝清掃等につきましては、地域の方々の自主的活動の支援や地域ボランティア等のご協力をいただきながら、シルバー人材センターの活用促進を図り、快適な道路の維持管理を図るとともに、交通安全対策の推進やパトロール等の強化を行いながら、安全かつ円滑な交通基盤の確保と道路の適正管理に努めて参ります。

国、県の関連事業につきましては、国道269号線道路整備の伊座敷トンネル、県道鹿屋吾平佐多線道路整備の郡地区、広域基幹河川改修の雄川地区、根占港整備、伊座敷漁港農山漁村地域整備は、継続的に整備されることになっております。また県道内之浦佐多線瀬戸山坂、県道鹿屋吾平佐多線の大竹野・大中尾間の未整備区間につきましても、緊急性の高い路線でありますので、早期採択されるよう引き続き要請活動をして参ります。

次に、居住環境整備でございますが、子育て世代、高齢者等にとって、安心・安全で住み続けたい住環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、新たに平成29年度までの期間限定で「南大隅町住み続ける住宅助成事業」を創設し、併せて町内事業者の経済の活性化、地域産業の振興を図って参ります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の汚染防止及びトイレの水洗化による生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を継続し、同事業のPR活動を展開し、引き続き水洗化率の向上を図って参ります。

続きまして、農地・農業用施設整備等でございますが、保全管理する活動や長寿命化のための補修・更新など、農村環境の持つ多くの役割を維持するための地域活動に対し、継続的な支援を行うとともに、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金事業の推進に努め、農業・農村の多面的機能の維持・発展を図って参ります。

また、農家の方々の高齢化に伴い営農上、圃場進入路や支障ある極小規模的な維持補修については、引き続き機械借上げでの支援や生コン等の原材料支給により、農産物の荷傷み防止を図るとともに、作業労力の軽減化や利便性・安全性の高い農地の利活用ができるように、今年度よりすべての農地・農道等を対象に支援して参ります。

次に、簡易水道事業についてでございますが、水道事業は最も重要なインフラであります。平成29年度から企業会計へ移行する計画になっておりますので、安定した給水を持続させるためにも、国庫補助事業等により、老朽化した関連施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進めて参ります。

平成27年度の主な事業は、佐多地区簡易水道事業統合事業、根占中央地区針馬場水源再構築事業、水道管路管理システム構築業務委託等を実施し、安定水量確保と経営の安定化に努めます。

町営住宅並びに町有財産の管理につきましては、これまで整備された多くの公共施設が、これから老朽化等により補修や改修などが、必要となる時期を迎え、その経費はますます増加することが喫緊の課題となってまいります。

人口減少や少子高齢化の進行など長期的な視点をもって施設の必要性を精査し、存続・廃止・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の適正配置を実現するため「公共施設等総合管理計画」の策定を進めます。

また、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略にあわせ、産業支援と後継者の育成、定住の促進で人口増を図る目的で、「後継者支援型定住促進住宅」の制度化と、長期ビジョンに向けた計画策定にも着手します。

町有財産の有効活用につきましては、引続き未利用財産の売却を進めるとともに、行政財産につきましても余裕部分の貸付け等を行い、財源確保に努める考えであります。

小学校跡地につきましては、公民館行事や地域活動、災害時における避難所などに活用いただいておりますが、これらの活用に支障のないよう維持管理を行うとともに、残された施設につきましてもニーズに合った見直しや多用途への転換や財産処分等も考慮しながら、地域に根づく持続可能な活用策を検討してまいります。

住宅需要の要望は非常に多く、その中でも快適な居住環境へのニーズは高く、平成27

年度は、公営住宅整備事業としまして、まち住宅現地建替えに係る測量・設計業務委託事業や、大中尾第一団地耐震診断事業を実施いたします。

また、佐多岬ふれあいセンター改修事業やねじめ温泉・ネッピー館の浄化槽原水槽改修事業などを行い、施設の長寿命化を図ります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

1 2 : 0 1
～
1 3 : 0 0

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

急峻な山腹斜面を抱える本町は、これまでも幾度とない被災を被っておりますが、国・県の事業等により治山ダムや砂防ダムの設置と併せ、流路工の整備などで防災対策は大きく進んできております。

しかしながら、全ての河川や急峻溪流の災害時対策については、万全であるとは言えませんので、引き続き治山・砂防事業の要望は続けて参ります。

頻発しております地震対策、特に南海トラフ地震による津波対応策が急がれており、昨年、地域担当職員により配布しました防災マップにより、危険予知のご理解はして頂き、避難ルートの確認、方向性はできたところであります。しかしながら、要援護者や高齢独居世帯の避難支援については、課題も残っているところであり、本年度は防災会議のなかで対応策を検討していき、早急な対応をマニュアル化して参ります。

消防・防災対策については、過疎高齢化による独居老人の増加や生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり、災害も複雑多様化し、消防防災業務の充実強化とその重要性は一層高まっております。本町消防団におきましては、事前に訓練の内容やシナリオを周知せず、想定のみ与える実践的な訓練であるブラインド訓練を実施しており、引き続き住民が安心して生活できるよういかなる災害にも対応できる体制づくりを図って参ります。

また、昨年度結成されました佐多地区女性消防団につきましては、地域の見守り活動は下より、出初式への参加や各種広報活動など、女性団員ならではのきめ細かい活動で、町民、特にお年寄りや高齢独居世帯の方々には大変感謝されております。今後も引き続き、団員確保と併せ過疎化の町に必要なとされる女性消防団ならではの消防活動を目指して参りたいと考えております。

また、本年度は全団員へ夜間活動への資機材整備と、滑川分団の消防ポンプ車を更新導入いたします。今後も、購入より20年を経過した車輛から、計画的に更新し、不測の事態、予期せぬ事態に万全な体制を備えて参ります。

交通安全対策としましては、佐多岬への来訪車輛が増加しておりますので、交通安全協

会や協力員のご協力を賜わり、朝夕の街頭立哨など、児童生徒への指導は下より、特に高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、事故防止に係る啓発の機会を増やして参ります。

また、町民の皆様への迅速な情報伝達と安全確保を図るため、老朽化が進んでいる防災行政無線のデジタル化を、これまでご迷惑をお掛けしておりましたが、本年度から3ヶ年の計画で整備を行い、緊急情報を伝える最も有効な情報伝達手段として、より一層の防災情報の伝達機能強化を図って参ります。

次に、福祉と医療の充実について述べさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、依然として本町の高齢化率は、県下1位45%であります。私は昨年を「南大隅チャレンジ創生」と位置づけ、「福祉」も重点施策の一つとして掲げました。

平成23年度より県事業として着手している「地域支え合い体制づくり」は着々と成果を上げてきており、その中で介護福祉の分野では三つのキーワードを指示してまいりました。

その三つのキーワードとは「住み慣れた街で暮らせる社会」「自助、共助そして公助の社会」「経費を抑える」であります。

その中で生まれた一つの施策が、独居高齢者等の生活をサポートする「寄(よ)ろつ住(す)も家(や)」事業であり、現在自立型として定期的で開催している地区は、佐多地区西方自治会ならびに折山自治会となっておりますが、今後とも地域に合った、地域でできる施策として更なる普及、拡大を図ってまいります。

なお、この事業は、自立を基本とした提案型の自助、共助の精神を誘引するものであり、それぞれのニーズに合わせ公助するシステムとしておりますが、このことは、過疎のまちの新たな取り組みとして高く評価いただいております、昨年は四国の梶原(ゆすはら)町議会が所管事務調査として本町へお越しいただいたところでもあります。

今後も、自治会ごとに開催している地域福祉座談会を更に拡大し、それぞれ地域に求められる福祉施策、並びに指導を社会福祉協議会と連携し、拡充しながら進めて参ります。

また、「在宅福祉アドバイザー」による見守り活動も、地域福祉充実のためには欠くことのできない地域活動として、底辺を広げ内容の充実を図り、町民が誰でも安心して暮らせる社会づくりを目指すとともに、「地域福祉計画」に沿って制度の周知を図り、施策を推進して参ります。

次に、平成14年度より地域における互助体制づくりとして積極的に取り組んでまいりました地域サロンも、地域ボランティア等のご理解とご協力をいただき、これまでに46団体を数えるまでに組織化されるなど充実してきております。

また、昨年度より県補助の「高齢者元気おこしポイント事業」も導入し、高齢者が社会参加し、このことがポイント加算され商品券等で買い物までできるシステムとなり、喜ばれているところであります。

更に本年は、色々な健康づくり、社会貢献活動にレートを設け、ポイントとして付加できるシステムづくりを目指して参ります。また、自治総合センターコミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ事業で購入したリフト付きのマイクロバスと10人乗り車両を、サロン活動や老人クラブの他、自力で移動の困難な高齢者や障害者等への外出の支援も行って参ります。

これからも、関係補助事業等を積極的に導入し、組織拡大に努め全国に誇れる「南大隅町の地域サロン」、そして「福祉の先進町」を目指してまいります。

障害者福祉につきましては相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくり

のため、障害者が必要とする障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を推進し、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

また、本年は合併以降活動が休止されていた身体障害者連絡協議会の必要性を鑑み、関係者と組織再開に向けて取り組んで参ります。

児童福祉につきましては、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の改正に併せ、次代の社会を担うべく必要な子育て支援策の推進を図ります。この中で昨年策定された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に沿って、放課後児童健全育成事業を拡大し、関係機関とも協議を重ね、子育て世代に真に求められる施策として推進して参ります。

また、本年は佐多地区における子育て支援センターも検討してまいります。これらを背景に「父親になるなら南大隅町」また「母親になるなら南大隅町」そして「私、この町に生まれてよかった」と胸を張って言えるまちづくりを目指します。

社会福祉協議会につきましては、本年度も地域福祉力向上のため「答えは現場に」を、テーマに各地域を巡回し福祉座談会を開催します。

この中で、昨年より支え合いマップを作成するなど地域の関心は高まってきております。更に本年は座談会の中で、個々の「安心ノート」を作成し、これまでの自分、そしてこれからの自分を見つめる機会を提案してまいります。

この取り組みにより改めて自分を見つめなおすことができることと、終活へ向けた意思表示にもなり、「最後はどこで迎えたいか」などの家族との会話が持て、より一層の「家族の絆」づくりにもなり、在宅医療推進へとつなぐことも期待され「福祉の原点」が創生されるものと考えます。

また昨年から24時間体制で、弱者からの夜間相談等に対応しておりますが、利用者からは不安が解消でき、ありがたい制度として高い評価を受けており、今後とも頼りにされる社会福祉協議会となるよう、福祉向上となるための指導、情報提供をして参ります。

また、本年4月施行予定の生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者対策として、県事業の生活困窮者対策自立支援事業の「安心生活創生事業」に着手し、生活困窮者の実態、並びに就労支援などサポートを行う相談体制も開始いたします。

次にシルバー人材センターについてであります。これまでも高齢者の希望に応じた就業機会を組織的に提供してまいりましたが、更なる事業開拓、及び就業機会の拡大を図るため、本年度は新規事業として、仮称ではありますが「高齢者活用・現役世代サポート事業」の補助事業に着手し、コーディネーターを雇用、派遣による就業機会の拡大と会員拡大に取り組んでまいります。

また、会員による観光ガイドの養成や、事業展開の中では昨年収穫した芋で「シルバーオリジナル焼酎」の販売も予定しており、芋加工品の製作と併せ、自主事業によりわが町の話題性と相乗効果を図って参ります。

また、観光産業への一助となるべく道路景観創生事業とタイアップした花の生産事業も進めてまいります。この事業で、花に満ち溢れた佐多岬街道線づくりと、学校教材としても提供できるものと考えております。

次に、介護保険についてであります。「第6期介護保険事業計画」に沿って推進してまいります。昨年度県事業を導入し、一次予防事業をポイント制といたしましたが、本年も継続し拡大を図ってまいります。

本町の介護認定システムには自負してはおりますが、今後とも職員のスキルアップを図るとともに、迅速に介護保険サービスが受けられるようスピードアップを図り、利用者

喜ばれ、かつ適正な適用を心がけ公平かつ適正な負担を目指してまいります。

その中で、昨年度より実施した、全国でも事例の少ない、在宅で介護され心労の負担の多い介護者への「心のケア、ゆとりの時間」を提供する「介護者支援事業」を本年度も継続し、介護者の負担軽減策を講じていきます。

また、昨年10月より国の方針により、長期入院患者の在宅への移行が取りざたされていますが、このことにも本町はいち早く包括支援センターの主任ケアマネージャーを、ソーシャルワーカーとして専任の相談、指導員として配置し、またスタッフ補充も昨年行ってきたところです。

これにより、退院時の不安や、介護保険の利用についてこれまで以上に懇切、丁寧に密着した対応ができるシステムができました。

平成25年度全国で14箇所選定された、厚生労働省モデル事業の「認知症初期集中支援チーム事業」を継続し、本年度は先駆的に全町民を対象とした認知症対策事業を実施し、県下のモデルとして更に早期発見のためのネットワークの構築、医師を中心とした専門支援チームの確立を掲げ、初期の段階で治療、サポートを行い、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、本町高齢者の生活を支えて参ります。

さらに、主任ケアマネージャーの指示により、一人暮らしで認知症を患(わずら)っている方々へ、ヘルパーを派遣し巡回訪問が行えるようにいたしました。また、弱者の一環でもある独居男性へ、食事指導など「生活力をつける」支援も行い、食生活、日常の困りごとなど対応できるシステムづくりを行って参ります。

次に、先ほど申し上げましたが「南大隅チャレンジ創生」を受けて、町制施行10周年を記念し、総合的な福祉の立場から介護予防につながる町民総スポーツ推進として、笹川スポーツ財団の「チャレンジデー」を5月27日に実施することとしております。

対戦する相手町はまだ示されておりませんが、このことで町制10周年を機に「町民ここを一つに」そして「南大隅町のチャレンジ」と位置付けて、日常から介護予防につながる町民運動への推奨と意識改革を期待するものであります。

これまでに述べました総合的な支援施策を行い「こんな町に住んでみたい」と思われる「福祉の町・南大隅町」を目指してまいります。

安心して暮らせるまちづくりと、保健・医療の充実のための要素といたしまして、「健康の増進」「保健事業の推進」「地域医療の確保と医療体制」のテーマが掲げられます。

まず、「健康の増進」についてであります。健康づくりへの取組みとしまして、“自分の健康は自分で守る”を基本理念に“家族、近隣の人々が、元気で和気あいあいとふれあう”ことにより、町全体が“健康で活気があふれること”を目指して、今年度、新規事業としまして「ヘルシーライフプロジェクトみなみおおすみ協議会」を設置します。

“健康づくりの主体は町民一人一人である”とともに地域ぐるみ、ひいては町全体で取り組んでいかなければ、健康の格差は縮小されないと考えるなか、特に少子高齢化、医療費の高騰や介護の課題は多岐にわたっております。

これらの課題を解消するためにも、まず始めに、町民と各種団体、行政が共に健康に対する共通認識を持ち、同じ方向性を持って、積極的に健康づくりに取り組む必要があります。そのために、今回、「ヘルシーライフプロジェクトみなみおおすみ協議会」を設置して、町民が身近なところで自分の健康を考えて、子供からお年寄りまで、町全体が健康づくりの機運を高め、健康的で生活様式や健康づくりを支援するまちづくりを推進して参ります。

すべての町民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、町民・各種団体と行政がネットワークをつくりながら連携を図り、健康的な生活様式や健康づくりを支援するまちづくり

を推進してまいります。その結果、町民一同「南大隅町」に住むことで、「より健康に過ごせ、幸せを感じる」ことができるまちづくりを目指して参ります。

平成22年度から推奨しておりますウォーキング「てのんでさるこや九州一周・日本一周」は、一次予防策として定着してまいりましたが、更に参加者の普及に努め、町民運動として根付くよう取り組みながら推進して参ります。また、新規にノルデックウォーキングを活用した運動事業の推進も図って参ります。

生活習慣病予防対策の取組みといたしましては、食生活改善推進員や管理栄養士等の協力を得ながら、きめ細かな指導と持続性のある普及、拡大、推進を図っていきます。

また、安心して妊娠出産ができる環境づくりのため、平成24年度から開始しました不妊治療費の助成事業、乳幼児の健やかな発育、発達支援のための乳幼児健診や親子教室、予防接種事業も引き続き実施して参ります。

感染症予防対策といたしまして、定期予防接種の未接種者への接種勧奨の強化と定期外予防接種への一部助成を引き続き実施し、また、二次予防策の一環としての各種検診、脳ドック、PET検診及び肺がんヘリカルCT等の普及促進を図ります。

特に各種検診は、平成27年度から3年間かけて受診率の向上を目指して事業を展開していく計画であり、がん検診では今年度、肺がん検診、子宮がん検診の若年層の受診率向上を目指し、夕方の時間帯での検診実施や普及啓発活動の強化を図ります。

特定健診においては、3年間未受診者に対する調査を実施し、受診率向上対策を行います。また、今年度は受診率の低い地区を対象に、モデル自治会を定め健康づくりを支援して参ります。

昨年、新たに町民の健康づくりを推進するために展開して参りました「健康づくりマイレージ事業」が、2年目となりましたので、更なる加入者の普及と健康づくりの推進を図って参ります。健康づくり事業参加者や健診受診者、また、特定健診における数値が前年度と比較して改善された場合にポイントを付与します。

一定以上たまったポイントは、ネッピー商品券と交換することで、楽しみながら町民の健康意識の向上と健康の保持増進が図られます。

また要望が多かった町民の健康保持のため温泉を利用する人のために温泉券補助や、ネッピー館での健康指導の機会を増やし、更なる健康増進に努めて参ります。

「保健事業の推進」についてであります。本町の国民健康保険事業につきましては、構造的に財政基盤が脆弱(ぜいじゃく)なうえ、少子高齢化の進展、医療技術の進歩などに伴う一人当たりの医療費増加により財政的に厳しい状況が続いています。

そのため、特定健康診査及び特定保健指導について、引き続き、全ての未受診者に対して受診勧奨を行い、日曜健診を実施するなどして、受診率向上を目指すと共に、医療費適正化特別対策事業による医療費分析を基に、訪問指導等による生活習慣病予防対策・重症化予防対策の強化を図り医療給付費の抑制に努めます。

平成20年度から実施しました「特定健診」は、平成25年度では、平成24年度対比で10%、受診者数にして174名程の伸びを達成し、54%となりましたが、最大目標値65%の受診率を目指し一層の受診勧奨と健診意義の周知に努め、疾病の早期発見、早期治療の重要性と医療費削減に努めて参ります。

さらに高齢者医療制度につきましては、平成20年度の施行から8年目を迎え、鹿児島県後期高齢者医療広域連合をはじめ各関係機関の御理解・御協力のもと安定的な運営がなされております。

高齢者の皆様が安全・安心な生活を営むことができるよう広域連合との連携を密にし、

元気で活力のある高齢者であるよう健康増進事業に努めて参ります。特に長寿健診の受診率アップを図り早期発見・早期治療など、健康指導を推進し高額医療費が発生しないよう健康長寿化を目指して参ります。

環境衛生につきましては、循環型社会構築に向けて、限りある有功資源の保全のために、ごみの分別には町民各位のご協力を頂き感謝申し上げます。今後も可燃ごみの減量化、リサイクル率の向上を促進して参ります。

また、最南端佐多岬の町として、美しく環境にやさしい街づくりを目指し、看板設置等によるごみのポイ捨て禁止の周知を行い、悪質な不法投棄等に対し定期的な巡回、監視を強化し厳しく対処して参ります。

つづいて「地域医療の確保と医療体制」についてであります。安心できる医療確保のため、地域住民の長年の念願でありました佐多診療所医師の常駐化が新年度から実施できることにより、新たな医師の確保と肝属郡医師会今隈医師並びに、恒心会おぐら病院との医療支援体制が拡充され、地域医療の充実確保ができるようになりました。

又、佐多診療所を旧佐多保健センターに移設するための施設改修を行い、医療機器の更新により医療環境整備の充実を図り平成27年度中、早期の診療開始を目指して参ります。

更に佐多歯科診療所の老朽化したエックス線画像診断機器を更新することにより、地域住民の口腔の健康増進も図って参ります。

医療体制については肝属郡医師会による休日・夜間等の対応として一次救急医療体制となります在宅当番医制度事業や、病院群輪番制事業の充実、推進を図りながら、鹿屋市における広域夜間急病センター事業を継続推進し、安心して暮らせるための環境づくりに努めて参ります。

続いて教育行政の推進についてで、ございます。

教育行政につきましては、国・県の教育行政の基本方針を踏まえ、本町の教育的伝統、風土を生かし主体性や創造性、国際性を備えた人間性豊かで、心身ともにたくましく生きる児童・生徒及び町民の育成を目指し、今後一層将来の社会を担う人材育成に努める必要があります。

平成27年度の学校数及び学級数は、小学校2校20学級、中学校2校7学級、幼稚園1園3学級で、児童数316人、生徒数157人、園児数25人の計498人となる見込みです。

本年度から、児童生徒の一人一人の生きる力の育成を目指すために、学力向上及び地域における多様な学習や体験活動の機会など、子どもたちの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため、第2土曜日の午前中を基本とした「土曜授業」を取り入れる計画であります。

そのために、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、社会全体での教育力向上に努めます

学校教育関係につきましては、引き続き、安心・安全な教育環境の実現を図るため、校内設備・備品等の計画的な改善と整備に努めるとともに、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズに応える教育支援のための特別支援教育支援員や学校図書司書を配置しながら、教職員研修の充実、指導力向上を図り、児童・生徒の基礎学力の定着を図るとともに、思考力や表現力、判断力を育成する取組みを進めてまいります。更に発達段階を踏まえて、幼年期からの体操指導や外国語教育の充実にも取組みを進めて参ります。

また通学路環境整備やスクールバスの安全運行対策には、十分配慮し、さらに児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、安心・

安全な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めて参ります。

学校給食では今年度より、給食費の定額化を進め、子育て世代教育費の保護者負担軽減を図ることを目的に支援し、地産地消と併せ「南大隅町食育・地産地消推進計画」に基づき、学校、家庭、地域社会が共同連携し、食育や食に関する取組みを推進します。

南大隅高等学校につきましては、現在第2学年において「自転車競技」など4つのコースから、各自が希望する専門的選択科目の学習を取り入れています。町としましても、南大隅高校存続のため、引き続き、通学費助成、就学支援や下宿等の斡旋支援、取組みを進めて参ります。

このように学校教育では、子どもたちが変化の厳しい社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び考え主体的に判断行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進していきます。

つぎに社会教育の充実につきまして、生涯学習の観点に立って、青少年や成人、高齢者の学習機会を充実するため、地域づくり活動や芸術・文化活動・スポーツ活動の取組みを進め、生涯学習につきましては、引き続き、講座の内容、開催方法等を見直し、指導者の育成と住民が参加しやすい講座の開催拡充に努めて参ります。

活力ある地域づくりのためには、地区公民館の役割が大きいことから、地域と行政が一緒になって地域住民主体の地区公民館活動を支援するため、これまで要望の多かった地域で取り組んでおられる、夏祭りやふるさと祭り等に、実費補助を行い更なる地域活性化につなげて参ります。

また、青少年育成の推進につきましては、道徳性や社会性、協調性の育成や故郷の良さを見直す機会として、毎月第3土曜日の「青少年育成の日」に「南端まちづくり活動」を実施し、定着していることは大きな成果であります。引き続き故郷を愛する心の醸成と、地域に根ざしたグローバルな人材育成に努めて参ります。

芸術・文化活動につきましては、活動の発表と鑑賞する機会の確保を図るため、町民文化祭の開催と、第30回国民文化祭南大隅町主催事業を成功させるため、関係団体等と連携を深め取組みを進めて参ります。

図書館では、基本である資料の充実を図り、町民の学びや暮らしを支えるとともに、他の地域の図書館等とネットワーク構築された「大隅広域図書館ネットワーク」を活用して、利便性に配慮した質の高いサービスを提供し、すべての世代が集える知の拠点となる図書館を目指します。また、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらい生涯の読書習慣の支援に取り組むとともに、子どもの読書活動を推進します。

更に、「第2次南大隅町子ども読書推進計画」の実施に取り組んで参ります。

郷土を愛する心の醸成と文化財の保護・活用が図られる地域づくりのため、各種研修を通して、本町歴史及び文化財についての関心を高め、知識を身につけて頂き、観光振興に併せたボランティアガイド育成のための取組みにも進めて参ります。

また、佐多の御崎祭りや上之園太鼓踊り、根占地区まちの祇園神輿など地域に残る伝統行事について、後継者不足による実施困難な状況や、存続が危ぶまれている状況も危惧されますので、町としても伝統行事の継承支援をしてまいります。

このように社会教育においては、伝統や文化を尊重し郷土を愛する態度を養うことや、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができる環境づくりを目指します。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、心身ともに健康な町民の育成とスポーツ振興に取り組めます。また地域の特性を活かした生涯スポーツを推進するため、B&Gの施設等を活用した海洋スポーツの普及や、町体育協会を中心に各種団体や学校・家庭・

地域との連携を強化し、「町民運動会」「佐多岬マラソン」等のスポーツイベントへの町民総参加の充実を図って参ります。

特に、参加者が増加している佐多岬マラソンの開催につきましては、観光・地産地消等関係各課との連携を図り、観光開発の進捗と併せ参加者の倍増を目指し、充実した大会運営で盛り上がりを図ります。

また、自転車競技の振興のため、「日本競輪選手会鹿児島支部」、「鹿児島県自転車競技連盟」等の協力を得ながら、引き続き、サイクリングイベント実行委員会を中心にした取組みを進めるとともに、平成32年度本県での国体開催に向けた競技力向上のため、総合型地域スポーツクラブ活動助成事業による取組みを進めて参ります。

このように、スポーツ活動では心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、町民にスポーツをより一層普及させるように取組みを推進して参ります。

続いて行財政改革と地域コミュニティについてでございます。

行財政改革については、引き続き危機感を持ちつつ、更なる改革を進めて行かなければなりません。これまでの改革による成果としては、特に職員数の縮減は財政にも大きく影響があり貢献できております。

人口減になりましても、行政に対する需要は多種多様に増えつつあり、複雑課題に対する対応策が難題となりつつある中、職員数減が行政サービスの低下とならないよう職員が職務に対するスキルアップを図り、特に地方創生戦略の策定には、地域との連携が必須でありますので、地域担当職員としての立場でも、全職員が地域との連携に努めて参ります。

財政状況におきましては、合併後間もない財政硬直化の時期からの脱却がなされ、大規模事業の完了とともに財政改善の努力の成果が発現し、現在では堅実な運営に転じているところでありますが、依然として依存財政であることに変わりなく、自主財源の確保は引き続き重要な課題であります。

しかしながら、自主財源の根幹であります町税につきましては、人口減少により年々厳しさを増し、安定した税収確保が厳しい状況にある中、一方では、地域の実情や住民のニーズに応じたきめ細かな施策要望も多様化し、町税の収入確保は極めて重要であります。

このような状況下、税の公平性の観点から適正課税に努めるとともに、債権回収プロジェクトによる徴収体制の強化、滞納管理システムの活用による滞納整理の強化に努め、納税者の不公平感をなくすとともに自主納税の推進を図り、財源確保に努めて参ります。

また支所機能につきましては、今後もコミュニティ機能を有した総合庁舎としての位置づけをおこない、現在、商工会、共済組合、社会福祉協議会の組織に加え、今年度佐多診療所が支所内に併設され、佐多地区住民の方々の利便性が大きく改善されます。

また、佐多郵便局につきましても、支所庁舎内への併設希望があり、町民ニーズのワンストップ窓口として、引き続き協議検討していく考えであります。

行政機構については、合併時在籍183名の職員が、現在127名となり、さらにこの3月、6名の定年と2名の再任用退職、県大阪事務所と県市町村課へ各1名派遣、新採用は2名という執務環境であります。

当然、職員数減が行政サービスの低下を招く事があってはなりませんので、業務区分の統廃合や見直し、人事評価制度の導入による執務へのスキルアップを行い、正確・効率的な行財政運営に心掛け、業務の外部委託や、不足職員については補充職員として、町民の雇用創出と併せ、嘱託職員の雇用を進めて参ります。

今後におきましても、業務に支障を来さないよう必要最小限に、新採用職員の定期的な補充をしていく考えであります。

広報広聴対策については、情報発信ツールであるホームページを今年度斬新にリニューアルし、併せて「広報南大隅」の更なる充実により、行政情報はもとより集客につながるような新しい情報の発信に努めて参ります。

また、本年度は町制施行10周年を記念し、「南大隅町自治会チャレンジ創生補助金」を創設し、自発的に取り組む自由度の高い自治会活動を支援することにより、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興を図っていきたいと考えております。

平成27年度は、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に「地方の人口減少に歯止めをかける」という趣旨で成立しました。

僭越(せんえつ)ではございますが、偶然ながら、まさにこのことは、私が6年前就任させて頂いた時分に、キャッチフレーズとして掲げた「子や孫といっしょに暮らせるまち、人口減少に歯止めをかけよう」が、同様趣旨で国策として取り上げられたものであり、これを機に今後の事業展開に大きく反映させていく所存でございます。

また、平成26年度補正予算の地方創生先行型事業に、手抜きなく計画を掲げ、平成27年度この一年で、本町の独自課題の的を得、地域課題は地域で解決していくことを基本に、これから本町の流れが大きく変わっていくものと確信いたします。過言ではありませんが、この地方創生は「できないことはない」と言える位、多彩な分野への事業メニューであります。

町民皆様が真に望んでおられる事業導入で、人口減少に歯止めをかけ、まさに高齢化の町でも何も問題なく、生きがいの持てる南大隅町として、地方創生5カ年計画で多種・多彩な政策を展開し、私はこの一年目を町民皆様が住んでよかったと、“幸せに感じてもらえること”を実現するために「感幸(かんこう)」と、言うこの言葉をキャッチフレーズに掲げ、この字でありますけれども、政策を進めて参ります。

町民各位は基より、議員各位のご支援とお力添えを賜わり、課題山積ではございますが、町民に感謝される町政に心掛け、職員一丸となり進めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(提 案 理 由 説 明)

なお、引き続き各議案の提案理由を説明いたしたいと思っております。

議案61号は、南大隅町建設計画の変更について議決を求める件であります。

本案は、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、合併特例債の活用に必要な建設計画の期間延長が可能となったことで、南大隅町建設計画について、所要の変更を行うものであります。

主な改正内容は、別表のとおり、「合併後概ね10年」を「合併後概ね15年」に変更し、財政計画についても期間延長に合わせて加筆、修正したものでございます。

なお本案につきましては、県関係機関と協議済みであることを申し添えます。

議案第62号は、新たに生じた土地の確認及び字の区域変更について議決を求める件であります。

本案は、間泊漁港内の公有水面埋立てに関する工事がしゅん功し、本町の区域内に新たに土地が生じたため、この土地を確認し、字の区域変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

土地の所在は、「大字佐多郡 字中島 83の1及び字越路84の区域に隣接介在する水路並びに国有地、町有地の地先公有水面埋立地」面積は、「1万1千456.20平方メートル」編入する区域は、「大字佐多郡 字中島」であります。

議案第63号は、南大隅町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、行政手続法が守備範囲としない地方公共団体の機関がする行政指導と条例・規則が根拠となる処分について、同様の改正を行うものであります。

議案第64号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、嘱託職員について職員の通勤手当の額に相当する額を超えない範囲内で費用弁償を支給しようとするものであります。

また、併せて「交通安全協力員」の年額報酬の増額及び「ねじめ幼稚園教諭」の月額報酬の追加を行ったものであります。

議案第65号は、南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、平成27年4月から佐多診療所に常勤の医師が勤務することから、特殊勤務手当を現行の「25万円以内」から「100万円以内」へ変更するものであります。

議案第66号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、平成26年人事院勧告に伴い、「一般職の職員の給与に関する法律等」が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、「俸給表」及び「単身赴任手当」並びに「管理職員特別勤務手当」の改定であります。俸給表の改定率については、高齢層給与の抑制を図ることにより、平均2%の引き下げとなったところであります。

また、佐多診療所に勤務する医師に対する医療職給料表も新たに追加したところであります。

議案第67号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速的な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携の強化等を図るものであります。

議案第68号は、南大隅町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所

要の改正を行うものであります。

主な内容は、今回の改正により新たな教育長の職務専念義務が新法第11条第5項として追加され、地方公務員法第35条と同様、条例により職務専念義務の特例等を定めたものであります。

議案第69号は、南大隅町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、平成27年4月1日から、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、同法第27条第3項第2号の規定に基づき、市町村が利用者負担額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、町立幼稚園に在籍する園児の保護者世帯の所得の状況等を勘案し保育料を軽減し、必要な事項については規則で定めるものであります。

議案第70号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、本町の高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けられるよう、充実した介護保険サービスの提供を図るため、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を作成し、それに伴う介護保険料の改正を行うものであります。

議案第71号は、南大隅町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件であります。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の要件や指定介護予防支援事業者に係る基準・運営等を条例で定めるものであります。

議案第72号は、南大隅町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を条例で定めるものであります。

議案第73号は、南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、根占山本6970番地2の大浜住宅を鹿屋市北田町13番2号に在住の中村典男氏に譲渡したことにより、この住宅を削るものであります。

議案第74号は、平成27年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町一般会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億4千5百59万4千円とするもので、前年度と比較して7.2パーセントの増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、

割愛させていただきます。

議案第75号は、平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9千7百12万1千円とするもので、対前年度比13.5パーセントの増となったところでございます。

議案第76号は、平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7千87万円とするもので、対前年度比51.7パーセントの増となったところでございます。

議案第77号は、平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算及び第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3千8百57万円とするもので、対前年度比206.9パーセントの増となったところでございます。

議案第78号は、平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算、第2条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8千5百74万1千円とするもので、対前年度比4.0パーセントの増となっております。

議案第79号は、平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千43万円とするもので、対前年度比22.0パーセントの減となっております。

議案第80号は、平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算及び第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千8百84万1千円とするもので、対前年度比24.8パーセントの減となったところでございます。

議案第81号は、平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千7百93万2千円とするもので、対前年度比2.3パーセントの増となったところであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

13 : 53
～
14 : 05

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 南大隅町建設計画の変更について議決を求める件は、原案

のとおり可決されました。

議案第62号 新たに生じた土地の確認及び字の区域変更について議決を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 新たに生じた土地の確認及び字の区域変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 新たに生じた土地の確認及び字の区域変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

議案第63号 南大隅町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号 南大隅町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 南大隅町行政手続条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第64号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回のこの条例改正が嘱託職員等の費用弁償についての件であろうかと思えます。新年度予算でも計上されているようではありますが、嘱託職員等とあるんですが、これが賃金を貰う方、そういう方にも適用される場合があるのか。この等というものの含みをお示しいただければというふうに思います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（石畑博君）

今ここに記載の根占幼稚園教諭等の件ですが、今現在、町の中にですね、嘱託職員とそれから臨時職員が二つある訳ですけども、嘱託職員は常勤、フルタイムです。この方々は全部社保加入の要件になっていますので、そういった意味で、この根占幼稚園教諭のこれにつきましても、近隣市町ですね金額を加味した中で、嘱託職員という形で一応登用する事で、今回額の改定をお願いするものです。

7番（水谷俊一君）

要するに、嘱託職員以外には、嘱託職員というふうに認めた者以外は、この費用弁償は認めないという考え方でいいんですか。

総務課長（石畑博君）

はい、その通りでございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第64号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第64号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
議案第65号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第65号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第67号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第67号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第67号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
議案第68号 南大隅町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第68号 南大隅町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 南大隅町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第69号 南大隅町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回の条例で世帯所得の状況等を勘案して減額を行うと、軽減を行うという事ですが、この軽減どれくらい軽減されるのか。これは町長が定めるとなるのか、それとも規則あたりで謳われるのか、その辺も含めて伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

教育振興課長（神川和昭君）

ただ今の質問について、お答えいたします。4月1日で子ども子育て支援法が施行されて、それに伴いまして、利用者負担が市町村で定めるという事になっております。

27年度は25人、23世帯で25人園児がおります。その中で、軽減のある世帯が14人で13世帯、軽減なしが11世帯の11人でございます。軽減額は、世帯で小学校3年以下の子どもの数を数えた時の第二子を対象に適用されます。生活保護世帯は、ひとりもおられませんけれども、軽減で保育料が月額4千円で年額4万8千円ですが、軽減を受ける、2万円軽減される世帯が3人、それから全額4万8千円減額される世帯が3名、それから8千円減額される世帯が8名、該当なしが11名でございます。以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第71号 南大隅町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第71号 南大隅町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 南大隅町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
議案第72号 南大隅町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号 南大隅町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 南大隅町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第73号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 南大隅町町営住宅条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算についてから、議案第81号 平成

27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

それぞれ担当課長に説明させます。

総務課長（石畑博君）

引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第74号 一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算、平成27年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億4千5百59万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお願いします。債務負担行為につきましては、以上の書いてある中身でございますが、8件それぞれ設定をお願いするものでございます。

続きまして、9ページでございます。地方債につきましてですが、一応この一覧の中身でございます。合計8件で12億5千50万円それぞれ設定をお願いするものでございます。

以上、一般会計につきましてはよろしくお願いいたします

町民保健課長（馬見塚大助君）

次に、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算、平成27年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9千7百12万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い致します。

建設課長 (石走和人君)

資料としましては、24ページでございます。

議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算、平成27年度南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7千87万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

27ページでございます。

第2表 地方債、起債の目的でございますけれども、簡易水道事業でございます。限度額3億9百万円。これにつきましては、佐多地区簡易水道統合整備事業等に伴うものが主でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

支所長 (田中明郎君)

議案第77号でございます。

議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算、平成27年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3千8百57万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

47ページでございます。

地方債の限度額9千6百40万円でございます。起債、利率、償還の方法については、お目通しをいただきたいと思います。以上です。

介護福祉課長 (水流祥雅君)

引き続き、66ページをお開きください。

議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算、平成27年度南大隅町の介護保険事業(保険事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8千5百74万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

引き続き86ページをお開きください。

議案第79号 平成27年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算、平成27年度南大隅町の介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千43万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

支所長(田中明郎君)

議案第80号でございます。

議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算、平成27年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千8百84万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

96ページをお開き下さい。

第2表 地方債、起債の目的は下水道事業、限度額1千6百万円であります。起債の方法、利率、償還の方法は、お目通しをいただきたいと思います。以上です。

町民保健課長(馬見塚大助君)

続きまして、議案第81号をお願いいたします。102ページをお開きください。

議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算、平成27年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千7百93万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第79号 平成27年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、歳入歳

出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第81号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号から議案第81号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

14：35

～

14：40

（ 予算審査特別委員会 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に浪瀬敦郎君、副委員長に大内田憲治君が互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月23日午前10時から開きます。

3月4日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会　：　平成27年3月3日　午後2時41分